

## 沖電気の職場を明るくする会 規約

- 第1条（名称）** 本会は「沖電気の職場を明るくする会」（略称OAK）とします。
- 第2条（目的）** 会は、沖電気グループと関連する職場の仲間が、健康で人間らしく働くことのできる、明るい職場をつくるために、互いに交流し、考え、学び、協力することを目的とします。
- 第3条（活動）** 会は、その目的を達成するために以下の活動を行います。
- 【交流】 何でも語り合える自由な交流と親睦の輪を広げます。
  - 【連帯】 職場に共同と連帯のネットワークを広げます。
  - 【協力】 要求を実現し問題を解決するために力を合わせます。
  - 【学習】 より良い職場と働き方をみんなで考え学習します。
  - 【労働組合】 雇用・生活・権利を守る労働組合運動の発展をめざします。
  - 【職場新聞】「あすなる」を発行し、ホームページを発信します。
- 第4条（会員）** 沖電気グループと関連する職場に働き、会の趣旨に賛同し、会費を払う人は誰でも会員になることができます。会員は、会の活動・催し・会議等に自由に参加し発言し、議決することができます。
- 第5条（賛助会員）** 沖電気グループと関連する職場において会を応援し、会費を払う人は誰でも賛助会員になることができます。賛助会員は、会の活動・催し・会議等に自由に参加し、発言することができます。
- 第6条（組織）** 会の活動を職場から広げるために、以下の組織を持ちます。
- 【支部】 各地区ごとの全会員と賛助会員で支部を構成します。
  - 【総会】 会の最高機関として全会員で構成します。定期総会を年1回開催します。
- 第7条（幹事会）** 代表、副代表、事務局長、各支部長、幹事（複数名）により幹事会を構成します。定期的または必要に応じて幹事会を開催し、支部間の交流、課題の協議、活動の推進を図ります。重要な問題は幹事会で協議し総会で決めます。
- 第8条（会費）** 会員の月会費は一口1000円とします。  
賛助会員の年会費は一口2000円とします。
- 第9条（財政）** 会の財政は、会費、募金、および事業収入等により自主的に運営されます。
- 【附則】 本規約は、2005年11月20日より施行します。
  - 【変更】 沖電気グループと関連する職場を追加。 2010年4月